

トラックGメンと大阪運輸支局の取組み

令和6年9月5日

近畿管内のトラックGメンの活動(令和6年7月末現在)

近畿管内

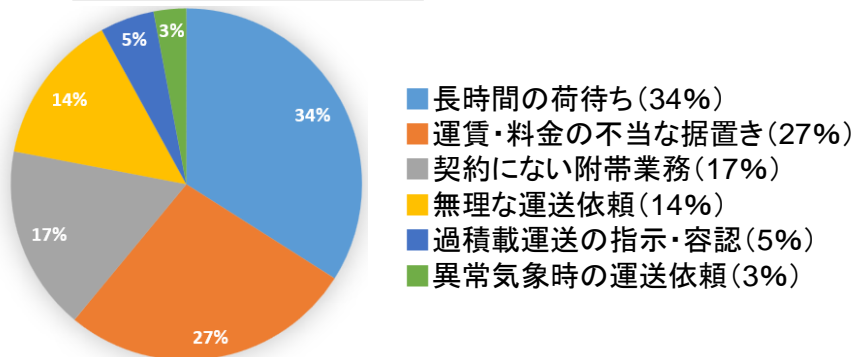
○ トラックGメン数 17名

- ・本局 4名
- ・大阪 3名
- ・京都 2名
- ・奈良 2名
- ・滋賀 2名
- ・和歌山 2名
- ・兵庫 2名

○ 働きかけの累計件数 59件

- ・荷主 38件
- ・元請 19件
- ・その他(倉庫等) 2件

○ 主な違反原因行為



全国

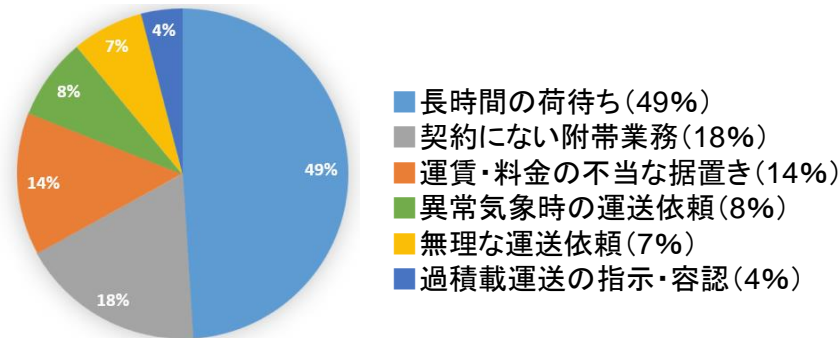
○ トラックGメン数 162名

- ・本省 15名
- ・北海道 17名
- ・東北 17名
- ・関東 24名
- ・北陸信越 12名
- ・中部 14名
- ・近畿 17名
- ・中国 13名
- ・四国 11名
- ・九州 18名
- ・沖縄 4名

○ 働きかけ等の累計件数 920件

- ・勧告 2件 ※本省実施
(荷主1件、元請1件)
- ・要請 174件 ※本省実施
(荷主88件、元請81件、その他(倉庫等)5件)
- ・働きかけ 744件 ※本省実施分327件を含む
(荷主491件、元請234件、その他(倉庫等)19件)

○ 主な違反原因行為



大阪運輸支局トラックGメンによる情報収集や荷主パトロール（周知活動等）を通じて、2024年4月以降の状況について、以下のお声を把握している。

○荷主企業等からのお声

- ・長時間の荷待ちについては、予約システムの導入は進んでいる。
現在は、実際に長時間荷待ちを解消するため、予約システムをどのように運用するのが課題となりつつある段階。

○トラック事業者からのお声

- ・運賃交渉については、会話の場自体は設けてもらえるようになった。
荷主の側から話し合いを設定する動きが出てきている。

大阪運輸支局における取組について

令和5年7月から、トラックGメンを含む若手職員を中心とする「物流2024問題チーム」を設置。「物流革新に向けた政策パッケージ」において示された方針に沿い、取り組みを検討・実施。

「(3)荷主・消費者の行動変容」に関する取組み

<検討趣旨>

- ・ 消費者に対し、物流コストの価格転嫁や宅配、引っ越しに関する意識改革、行動変容を促す
- ・ 自治体、消費者団体等と連携し、物流施設の見学等、消費者の関心を高める工夫を検討

○消費者に向けたアプローチ（具体的な取り組みとして進めたもの）

- ・ イベント企画
 - ： **R6.2.28(水)**消費生活講座「『物流の2024年問題』について～持続可能な物流の実現に向けて～」開催（寝屋川市立消費生活センターと共催）
 - R6.5.28(火)**消費生活セミナー「『物流の2024年問題』持続可能な物流の実現に向けて、消費者にできること」開催（枚方市立消費生活センターで開催）
 - R6.7.8(月)**出前講座「『物流2024年問題について』」開催（関西学院大学法学部前田ゼミで開催）
- ・ 集合施設での広報：**R6.5～7** 大阪府下の集合住宅の拠点施設にリーフレットを配架
- ・ マスへの発信
 - ： **R6.3.16(土)** 大阪駅周辺でのリーフレット配布
 - R6年度** SNSの活用（トラックGメン活動等「物流の2024年問題」関連について近畿運輸局公式Xで積極的に発信）

「(1)商慣行の見直し」「(2)物流の効率化」に関する取組み

○トラック運送事業者向けセミナーの開催

- ・ **R5.12.22(金)第1回、R6.1.30(火)第2回、R6.2.26(月)第3回、R6.3.27(水)第4回、R6.4.30(火)第5回**
トラックGメンに関するオンライン説明会
契約の書面化、輸送実態分析（運転日報分析等）等の説明

○貨物軽自動車運送事業者講習会の開催（YouTubeでの動画配信）

- ・ **R5.10.2(月)** 貨物軽自動車運送事業における事故防止のため、運行管理の実施、安全運転の遵守、点検整備の実施についての説明動画を近畿運輸局YouTubeで配信

消費者に向けたアプローチ

R6.5~7 大阪府下の集合住宅の拠点施設にリーフレットを配架

○趣旨

・消費者に対し、「物流の2024年問題」等の周知が必要であることから、集合住宅の拠点施設にリーフレットを配架。

○配架場所

- ・大阪府下の一部UR賃貸住宅の管理サービス事務所内スペースへの配架
- ・大阪府下の一部UR賃貸住宅の管理サービス事務所前掲示板への掲示（一部施設）

<大阪府下の集合住宅>



管理施設



管理施設前掲示板



管理施設入り口扉

(リーフレット※A4両面三つ折り)

表面



裏面



消費者に向けたアプローチ

消費者に対し、物流コストの価格転嫁や宅配、引越しに関して意識改革・行動変容を促すため講座を企画。

R6.2.28(水) 消費生活講座（大阪運輸支局・寝屋川市立消費生活センター共催）

「『物流の2024年問題』について～持続可能な物流の実現に向けて～」開催

・概要：令和6年2月28日(水) 13:30～15:00

「『物流の2024年問題』について」「消費者の皆様にお伝えしたいこと」について説明

R6.5.28(火) 消費生活セミナー（枚方市立消費生活センター主催）

「『物流の2024年問題』持続可能な物流の実現に向けて、消費者にできること」開催

・概要：令和6年5月28日(火) 10:30～12:00

「『物流の2024年問題』について」「消費者の皆様にお伝えしたいこと」について説明



(R6.2.28(水) 消費生活講座の様様)

(説明内容)

「物流の2024年問題」とは

- 2024年4月から
時間外労働の960時間上限規制と改正改善基準告示がトラックドライバーへ適用されます。
- 労働環境改善が期待される一方、労働時間が短くなることで輸送能力が不足し、「モノが運べなくなる」可能性が懸念されています。→物流の2024年問題


↓

- 「物流の2024年問題」の解決には、トラック事業者のほか、荷主企業・物流事業者・消費者等の物流に関係する全ての関係者の取組が必要となります。

再配達削減について

再配達削減まとめ

- 現在、再配達率はピーク時よりも減少していますが、政府目標とする数値（2024年度に再配達率6%）には及んでいません。
- 再配達削減のためには、様々な方法とすることができます。再配達削減のアクションで、できることがあれば積極的に行っていきましょう。



※(株)国土交通省再配達削減ワーキンググループ

分散引越等について

分散による大きなメリットがあります！

【引越サービスの利用者の方々からの声】

- 3月末の土日の引越と比べて、**引越し代金が安くなった**
- 3月の最終週から引越時期をずらすことで、**予約が取りやすくなった**
- 会社の従業員の引越に係る**コストを抑えることができた**


そのほか

ドライバーの賃上げ原資の確保

○新たな「標準的な運賃」の告示（令和6年3月22日）

- トラック運送業は、他産業と比較して、長時間労働・低賃金の傾向があり、労働条件の改善が喫緊の課題となっています。
- 令和6年4月から、トラックドライバーにも時間外労働時間の上限規制等が適用されることで、労働時間の短縮に伴い、賃金の減少を懸念する声もあり、賃上げ原資確保に向けた取組を早急に進める必要があります。

現下の物価動向の反映や荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請に発注する手数料等も含めて、荷主等に適切に転嫁できるよう、「標準的な運賃」について所要の見直しが行われました。



初年度賃上げ効果（概算）10%増額（約0.13%） ※標準的な運賃の増額

R6.7.8(月) 出前講座（学生との意見交換） （関西学院大学法学部のゼミで開催）

○趣旨

- ・物流が果たしている役割の重要性や持続可能な物流の実現のために消費者にできることを伝えるための学生向け講座を企画。

○概要

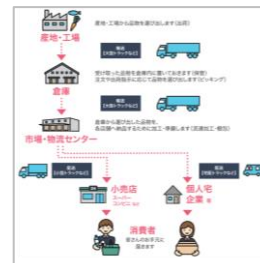
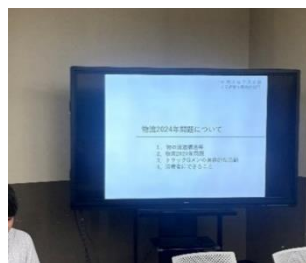
- ・令和6年7月8日（月）13:20～15:00
- ・関西学院大学法学部前田ゼミ
- ・「物流2024年問題」「トラックGメンの具体的な活動」「消費者にできること」について説明

○学生の感想など（要旨）


2024年問題の解決へ向けて持続可能な物流を実現するためには、**消費者一人一人の協力が不可欠**であることを学びました。例えば、消費者が、通販を利用するときに、時間的にゆとりのある配送や、再配達を避ける配達方法を選択できるようにすることが考えられます。

この問題はトラックの運転手や事業者だけではなく、**私たち消費者の問題**でもあると感じました。トラックの運転手の負担を少しでも減らすために、置き配やコンビニ受け取りなどはすぐ始めるべきだと思います。


いままで「送料無料」の通販商品を利用して、輸送コストを意識することはなかったのですが、**私自身も着荷者だという意識を持ち**、再配達を減らしたり、まとめ買いなどして、配達回数を最小限にする努力をしようと思います。



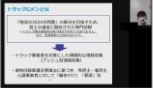
トラックGメンの1日

7:30	滞留車両調査	
9:30	荷主パトロール ・荷主企業等を10社～15社ほどアポイント訪問	 （荷主パトロールの様子）
12:00	お昼休憩	
13:00	支店回り	
14:00	滞留車両調査の整理 ・電話できたトラック事業者へ報告	
17:15	退勤	

3.トラックGメンの具体的な活動



消費者説明（機密保持）



トラックGメンに関するオンライン説明会

